

決定 11/CP.7
土地利用、土地利用の変化、林業

締約国会議は、

その決定1/CP.4、8/CP.4、9/CP.4、16/CP.5を想起し、

またブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意を含めた決定5/CP.6を想起し、

気候変動に関する政府間パネルが作成した土地利用、土地利用の変化、林業に関する特別報告書で与えられた科学的助言に感謝を表明し、

1. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（訳注；以下「COP/MOP」）がその第一回会合で下記の決定草案-/CMP.1（土地利用、土地利用の変化、林業）を採択することを推奨し、

2. 科学的・技術的助言のための補助機関（SBSTA）に下記を要請し、

(a) 直接の人為的な劣化および植生の後退活動を第一約束期間に含めるべきかどうかについて、締約国会議がその第10回会合（訳注；以下「COP10」）で、COP/MOPの第一回会合での採択を目的とした決定を提案するとの見地から、下記3 (c)項に概要を示すとおりの気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による方法上の作業完了に引き続き、当該活動から生じる人為的な温室効果ガス排出の計算方法を、検討し採択する。

(b) 将来の約束期間における生物群系別の森林の定義利用に関して、COP10で、COP/MOPの第一回会合での採択を目的とする決定を提案するとの見地から、第二約束期間とそれに続く約束期間でのそのような生物群系別の森林の定義を適用する可能性について検討する。

(c) 京都議定書3条4項の下での活動の計算について、第二約束期間に先立ち、仕組み、規則、および指針に関するどのような改正にも、下記3 (d)項に概要を示すIPCCの作業を組み入れる。

(d) その第16回会合で、下記2 (e)項に基づき行われる作業に関して委託事項を作成する。

(e) 第一約束期間において12条の下での新規植林および再植林プロジェクト活動を含めるための定義づけと方法についての決定を、COP/MOPの第一回会合へ送るため、COP9で採択することを目標として、これらの定義と方法を、非恒久性や、追加性、リーケッジ、不確実性、生物多様性や自然の生態系への影響を含めた社会経済的および環境上の影響の問題を考慮した上で、さらには本書に添付する決定草案-/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、林業)の序文にある原則および上記2 (d) 項に記載する委託事項にしたがって、作成する。

3. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に下記を求め、

(a) 京都議定書3条3項と4項および6条と12条に基づく土地利用、土地利用の変化、林業活動から生じる、炭素貯留量と排出源による人為的な温室効果ガス排出および吸収源による除去における変化を、推計し、測定し、モニターし、報告する方法を、締約国会議の第9回会合へ検討と採択の可能性のため提出する目的で、気候変動に関する政府間パネルの国別温室効果ガス目録のガイドライン1996年改訂版を基に、また本決定(11/CP.7)および本書に添付する決定草案 -/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、林業) を考慮した上で、練り上げる。

(b) 締約国会議の第9回会合での検討と採択の可能性のため提出する目的で、土地利用、土地利用の変化、林業の部門での正味の炭素貯留量変化および排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去の、測定、推測、不確実性の評価、モニタリング、報告作成に関係する、良好な実践行動指針 (good practice guidance) および不確実性管理を、本決定(11/CP.7)および本書に添付する決定草案 -/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、林業)を考慮しつつ、作成する。

(c) 締約国会議の第9回会合における検討と採択の可能性のため提出するべく、森林の直接の人為的な「劣化」と、他の植生タイプの「植生の後退」、および目録とこれらの活動から生じる排出に関する報告での方法上のオプションについて、定義を作成する。

(d) 締約国会議の第10回会合への提出のため、間接の人為的な影響と自然の影響 (二酸化炭素肥沃化効果や窒素蓄積などのような) による炭素貯留量および排出源による温室効果ガス排出と吸収源による除去の変化量、および森林での過去の実践 (基本年以前) による影響から、直接の人為的な炭素貯留量および排出源による温室効果ガス排出と吸収源による除去での変化を、抽出する実用的な方法を作成する。

4 . 伐採材木製品の扱いにおける変化はどれも、今後の締約国会議での決定に従うものとするを、決定する。

第8回全体会合
2001年11月10日

決定草案 -/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、林業)

土地利用、土地利用の変化、林業

COP/MOP は、

京都議定書の規定の下に含まれる土地利用、土地利用の変化、および林業の活動実施は、国連気候変動枠組条約およびその京都議定書の目的および原則、さらにはこれらの下で行われた決定のどれとも、合致することを、確認し、

COP7で採択した決定11/CP.7を検討した上で、

1. 土地利用、土地利用の変化、林業の活動の扱いは、次の原則で管理されることを確認し、

(a) これら活動の扱いは十全な科学に基づくものであること、

(b) これら活動の推定と報告作成においては、その期間にわたり一貫した方法が用いられること、

(c) 京都議定書3条1項に規定する目的が、土地利用、土地利用の変化、林業活動のための計算で、変更されないこと、

(d) 炭素貯留量がただ単に存在しているというのは、計算から外すこと、

(e) 土地利用、土地利用の変化、林業の活動実施は、生物多様性の保全と自然資源の持続可能な利用に寄与するものであること、

(f) 土地利用、土地利用の変化、林業に関する計算は、将来の約束期間への約束移転を意味するものではないこと、

(g) 土地利用、土地利用の変化、林業の活動を原因とするいかなる除去もその逆転は、適当な時点で計算に入れること、

(h) (i) 産業革命前の水準を超える二酸化炭素濃度上昇、(ii) 間接的な窒素蓄

積、(iii) 基本年以前の活動および実施から生じた樹齢構造への動的な影響、の結果生まれる除去は、計算から除外すること。

2. 気候変動に関する政府間パネルにより開発されたように、土地利用、土地利用の変化、林業の活動から生じる炭素貯留量および排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去における変化の、推計、測定、モニター、報告するための方法と良好な実践行動指針は、もし締約国会議およびCOP/MOPでの関連する決定に基づいて決定されるなら、締約国により適用されるものと決定し、

3. 排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去は、本決定の附属書 (Annex) に基づき計算され、年次目録の中で報告され、京都議定書5条、7条、8条に關係する関連決定に基づき、また*IPCC国別温室効果ガス目録のガイドライン1996年改訂版*、このガイドラインの今後のあらゆる改定版、またはこれらの一部、および締約国会議とCOP/MOPの関連決定に基づく土地利用の変化と林業に関する良好な実践行動指針のどれにも基づいて、検討されるものと、決定し、

4. 第一約束期間中での適用のため、添付附属書 (Annex) に含まれる、京都議定書3条、6条、12条規定の土地利用、土地利用の変化、林業の活動に關係する定義、仕組み、規則、および指針を、採択する。

附属書 (Annex)

京都議定書の下での土地利用、土地利用の変化、林業の活動に関する
定義、仕組み、規則、および指針

A. 定義

1. 3条¹ 3項および4項の下での土地利用、土地利用の変化、林業については、次の定義が適用されるものとする

(a) 「森林」とは、その場での成熟時に最低2-5メートルの樹高に達する可能性のある樹木種で10-30%以上の樹冠率（または同等の群体レベル）を有する最低面積0.05-1.0ヘクタールの土地である。森林は、様々な高さの樹木と下生えが地面の大きな割合を覆っている閉鎖林（closed forest）形式と疎林（open forest）とのいずれかで構成される可能性がある。樹冠率10-30%にまだ達していない、または樹高2-5メートルに達していない若い自然の立ち木や全ての林地も、森林の定義に含まれ、また通常は森林地の一部を形成するが、伐採のような人間の干渉あるいは自然原因の結果、一時的に木のない状態（unstocked）となっても森林に戻ることが期待されている地域も、同様である。

(b) 「新規植林」は、少なくとも50年間森林とはなっていなかった土地を、植林、蒔種、そして/または自然の蒔種源の人為的な増強を通して、森林地へ直接に人為的に転換することである。

(c) 「再植林」とは、森林地であったが非森林地に転換されていた土地の、植林、蒔種、そして/または自然の蒔種源の人為的な増強を通じた、森林地への直接で人為的な転換である。第一約束期間では、再植林活動は、1989年12月31日の時点で森林地を含んでいなかった土地での再植林に限定される。

(d) 「森林減少」は、森林地から非森林地への直接で人為的な転換である。

(e) 「植生回復」は、最低面積0.05ヘクタールの区域を覆う植生の確立を通してその場の炭素貯留量を増加する直接の人為的な活動で、本書に含まれる新規植林および再植林の定義を満たしていないものである。

(f) 「森林管理」とは、森林の、関連生態系（生物多様性を含む）、経済、

¹ 本附属書で、「条」は、別に指定しない限り、京都議定書の条を示す。

社会の機能を、持続可能な形で満たすことを目的とした、森林地の世話と利用の実践方法システムである。

(g) 「農地管理」とは、農作物が育てられる土地、および作物生産のためとってある土地または一時的に利用されていない土地での実践方法システムである。

(h) 「牧草地管理」とは、植生と生産される家畜の量とタイプを操作することを旨とした、家畜生産に用いられる土地での実践方法のシステムである。

B. 3条3項

2. 3条3項の目的において、資格のある活動とは、本附属書（Annex）に規定する必要条件を満たし、また1990年1月1日以後、約束期間最終年度の12月31日以前に、開始される、直接の人為的な新規植林、再植林そして/または森林減少の活動である。

3. 3条3項の下での計算システムに入る森林減少の面積を測定する目的において、各締約国は、森林面積を新規植林および再植林の決定に用いられたと同じ空間評価単位を用いて測定することとするが、1ヘクタールより大きくないものは（訳注；森林減少面積として）測定されない。

4. 第一約束期間において、1990年以後の新規植林および再植林の後、第一約束期間中に伐採されることから生じるデビット²は、当該土地単位で計算されるクレジット³よりも大きくないものとする。

5. 附属書Iに含まれる各締約国（訳注；以下「附属書 締約国」）は、7条に基づき、森林が再生された後に続いての伐採とか森林の乱れ（forest disturbance）を、どうやって森林減少から区別しているか報告することとする。この情報は8条に基づく検討の対象となる。

C. 3条4項

6. 附属書 締約国は第一約束期間において、3条4項の下、新規植林、再植林、森林減少以外に、下記人為的活動のいずれか、またはその全てから生じる排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去を計算に入れることを選択できる：植生

² 「デビット」は、一土地単位において排出が除去よりも大きい場所である。

³ 「クレジット」は、一土地単位において除去が排出よりも大きい場所である。

回復、森林管理、農地管理、牧草地管理。

7. 附属書 締約国で3条4項規定の活動を計算に入れたいと希望する締約国は、3条7項および3条8項に基づく同国の割当量確立を可能にするための報告書の中で、同国が第一約束期間中での計算に含めることを選択する3条4項規定の活動を、明示することとする。締約国による決定は、選択した時点で第一約束期間につき固定されることとなる。

8. 第一約束期間の間、附属書 締約国で上記6項に述べる活動のいずれかまたは全てを選択した締約国は、当該活動が1990年以後におきており、かつ人為的なものであることを実証することとする。附属書 締約国は、3条4項の下での活動から生じる排出源による排出と吸収源による除去が既に3条3項の下で計算されている場合は、これらを計算に入れないこととする。

9. 第一約束期間において、3条4項の下での農地管理、牧草地管理、植生回復から生じる排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去で計算に入れられるものは、当該約束期間内の排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去から、当該締約国の基本年度でのこれら有資格活動から生じる排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去の5倍を引き算したものに等しいとし、その一方で二重計算は回避することとする。

10. 第一約束期間において、附属書 締約国で、3条3項の規定の下で正味の排出源が発生する締約国は、管理された森林における1990年以後の排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去の合計が、3条3項の規定の下で発生する正味の排出源と同等またはそれより大きい場合、3条3項の規定の下で正味の排出源となっているものに等しい水準まで、ただし炭素9.0メガトンの5倍を超えない量の分まで3条4項規定の森林管理の下にある面積での排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去を計算に入れることができる。

11. 第一約束期間においてのみ、上記10項を適用した上で3条4項に規定する森林管理から発生する、また6条の下で行われる森林管理プロジェクト活動の結果として発生する締約国⁴の割当量への加算および減算が、下記付録書⁵に示す数値の5倍を超えないこととする。

⁴ 決定-/CMP.1 (割当量計算の方法) に基づく。

⁵ 締約国会議は、下記付録書の数値に至るにあたって、締約国によりそして食糧農業機関(FAO)により提供されるデータの組み合わせを用いて、決定-/CMP.1 (土地利用、土地利用の変化、林業) の1(b) 項に明記される除去分の計算に85%の割引率を、また森林管理に3%の上限を適用することを拠りどころとしている。さらに各国の状況(これには、京都での約束達成にどれだけの努力が必要かの程度、および実施されている森林管理方法が含まれる)も考慮されている。本項で確立される計算の枠組が、第二約束期間およびそれに続く約束期間への前例を形作るとみなされるものではない。

12. 各締約国は、締約国会議に対し、第一約束期間の開始2年前より遅くない時期にCOP/MOPでの採択にかけるため決定を提案するとの見地から、10項と、11項規定の付録書に含まれる数値を再検討するよう、要請することが可能である。そのような再検討は、国別のデータおよび11項に対する脚注5での指針と考察要素に基づくこととする。これらは、京都議定書の5条、7条、8条に係る関連決定にしたがい、また気候変動に関する政府間パネルの国別温室効果ガス目録ガイドライン1996年改訂版、およびこれらガイドラインの将来のいかなる改訂も、あるいはその一部も、そして締約国会議の関連条項規定に基づく土地利用、土地利用の変化、林業での良好な実践行動指針にしたがって提出され検討されるものとする。

D. 12条

13. 12条規定の土地利用、土地利用の変化、林業のプロジェクト活動における有資格性は、新規植林および再植林に限られる。

14. 第一約束期間において、12条に基づく土地利用、土地利用の変化、林業のプロジェクト活動から発生する締約国割当量への加算分合計は、当該締約国の基本年排出量の1%の5倍を超えないこととする。

15. 将来の約束期間における、12条に基づく土地利用、土地利用の変化、林業のプロジェクト活動の取り扱いは、第二約束期間に関する交渉の一部として決定されるものとする。

E. 一般条項

16. 附属書 締約国は、上記1(a) 項に含まれるとおりの「森林」の定義を適用する目的で、最低樹冠率値では10%から30%の間で一つの値を選択し、また最低土地面積では0.05から1ヘクタールの間で一つの値を、そして最低樹高値では2から5メートルの間で一つの値を選択することとする。各締約国の選択は、第一約束期間の期間中固定されることとする。その選択は、決定 19/CP.7に基づく、3条7項および8項規定にしたがって当該締約国の割当量計算を可能にするため、当該締約国の報告書に必須事項として含められることとし、また樹冠率、樹高、最低土地面積の数値も含めることとする。各締約国は、その数値が、国連食糧農業機関または他の国際機関へ歴史的に報告されてきた情報と一貫性があることを、その報告書の中で正当化することとし、またもし異なる場合には、当該数値がなぜ選択されたのか、どうやって選択されたかを説明することとする。

17. 第一約束期間において、また本附属書 (Annex) の他の条項に従い、3条7項および8項に基づく締約国の割当量への加算および減算は、1990年1月1日以後に行われた3条3項に基づく新規植林、再植林、森林減少、および3条4項に基づく森林管理の結果、2008年1月1日から2012年12月21日までの期間に生じる、炭素貯留量および二酸化炭素以外の温室効果ガス排出での検証可能な変化として測定される、炭素排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去に等しいものとする。この計算の結果が、温室効果ガスの正味の吸収である場合、この数値は、当該締約国の割当量に加算されることとする。この計算結果が温室効果ガス排出の正味の排出である場合、この数値は、当該締約国の割当量から減算されることとする。

18. 3条3項および4項の下での土地利用、土地利用の変化、林業活動から生じる排出源による人為的な温室効果ガス排出と吸収源による除去の計算は、当該活動の開始または約束期間の始まりのいずれか遅い方から始まることとする。

19. 土地がいったん3条3項および4項の下で計算されるなら、当該する土地での、全ての排出源による人為的な温室効果ガス排出および吸収源による除去は、次の約束期間やそれに続く約束期間を通して計算されなければならないものとする。

20. 5条1項規定の国家目録システムは、3条3項および4項の下での土地利用、土地利用の変化、林業の活動の対象となる土地面積が、識別可能であることを確保することとし、またこれら土地面積についての情報は、7条に基づいた国家目録の中で、当該する附属書 締約国により提供されなければならない。当該する情報は、8条にしたがって審査される。

21. 附属書 締約国は、下記の炭素収容力 (carbon pool) における全ての変化を計算することとする：地上バイオマス、地下バイオマス、落ち葉、枯れ木、土壤有機炭素。各締約国はもしある収容力が排出源ではないという透明で検証可能な情報が提供されるなら、ある一つの約束期間中、当該収容力を計算に入れないと選択することが可能である。

付録書⁶

| 締約国名 | Mt C/yr |
|-----------|--------------------|
| オーストラリア | 0.00 |
| オーストリア | 0.63 |
| 白ロシア | |
| ベルギー | 0.03 |
| ブルガリア | 0.37 |
| カナダ | 12.00 |
| クロアチア | |
| チェコ共和国 | 0.32 |
| デンマーク | 0.05 |
| エストニア | 0.10 |
| フィンランド | 0.16 |
| フランス | 0.88 |
| ドイツ | 1.24 |
| ギリシャ | 0.09 |
| ハンガリー | 0.29 |
| アイスランド | 0.00 |
| アイルランド | 0.05 |
| イタリア | 0.18 |
| 日本 | 13.00 |
| ラトビア | 0.34 |
| リヒテンシュタイン | 0.01 |
| リトアニア | 0.28 |
| ルクセンブルグ | 0.01 |
| モナコ | 0.00 |
| オランダ | 0.01 |
| ニュージーランド | 0.20 |
| ノルウェー | 0.40 |
| ポーランド | 0.82 |
| ポルトガル | 0.22 |
| ルーマニア | 1.10 |
| ロシア連邦 | 17.63 ⁷ |
| スロバキア | 0.50 |
| スロベニア | 0.36 |
| スペイン | 0.67 |
| スウェーデン | 0.58 |
| スイス | 0.50 |
| ウクライナ | 1.11 |
| 英国 | 0.37 |

⁶ 本表の各国リストは、セッション期間中に行われた協議の結果、決定5/CP.6にあるものとは異なっている。

⁷ この数字は、決定12/CP.7（京都議定書3条4項に基づく森林管理活動：ロシア連邦）により33.00 Mt/C/年から変更されている。